

# 宮崎県公報

平成23年6月2日(木曜日) 第 2290 号

 
 発
 行
 宮
 崎
 県

 印
 刷
 宮崎市旭1丁目6番25号 小柳印刷株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

# 目 次

○道路の供用の開始(2件)・・・・・・(道路保全課)	4
○土砂災害警戒区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○土砂災害特別警戒区域の指定・・・・・・・・( ″ )	5
公告	
○土地改良区の役員の就退任の届出 (3件) (農村整備課)	6
○土地改良区の定款変更の認可( // // // // // // // // // // // // //	8
○市町村営土地改良事業に係る換地処分の届出…( ″ )	8
○県営土地改良事業の工事の完了( ″ )	8
○基本測量の実施の通知・・・・・・(管理課)	8
県議会告示	
○宮崎県議会常任委員会委員の定数	8
○宮崎県議会議会運営委員会委員の定数	8

# 規則

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。 平成23年 6 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県規則第23号

#### みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例(平成23年宮崎県条例第11号)の施行期日は、平成23年 6 月21日とする。

# 告示

#### 宮崎県告示第 425号

障害者自立支援法(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成23年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
セントケア訪問看護ステ	延岡市	指定訪問看護	平成23年
ーション延岡		等	6月1日

#### 宮崎県告示第 426号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成23年6月2日

指定番号	種類	題名	製作・配給会社名	指定年月日
23年-9	映画	性犯罪捜査Ⅲ 秘芯を濡らす牙	関根組 <オーピー映画>	平成23年 5
23年-10	映画	極楽銭湯 巨乳湯もみ	加藤組 <オーピー映画>	月25日
23年-11	映画	淫行病棟 乱れ泣く白衣	清水組 <オーピー映画>	
23年-12	映画	夏の愛人 おいしい男の作り方	松岡組	

#### 宮崎県告示第 427号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字小川字木浦 5 12-9、 551-1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は択伐による。 字木浦 512-9 • 551-1 (以上2筆について、次の図に 示す部分に限る。)
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 428号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字小川字武之木 591-1、591-6、591-7
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。 字武之木 591-6・ 591-7 (以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。)
  - イ 次の森林については、主伐は択伐による。 字武之木 591-1・591-6 (以上2筆について、次の図 に示す部分に限る。)
  - ゥ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 429号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字押方字山中 4662-2、4669-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は択伐による。 字山中4662-2・4669-2 (以上2筆について、次の図に 示す部分に限る。)
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 430号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字河内字古城 870-1・871(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 431号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年6月2日

宮崎県知事 河 野 傍 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字下顔 3061-2・字上顔3135-1 (以上2筆について次の図に示す部分 に限る。)、字下顔3060、3061-3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は択伐による。 字下顔3061-3 (次の図に示す部分に限る。)
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之 影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 432号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字小路 433-1・435-1・435-3・435-4・字中の谷 459-7 (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之 影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 433号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字土 々呂山6160-1、6161-1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦 管に供する。)

#### 宮崎県告示第 434号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年6月2日から平成23年6月16日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の 種 類	路線名	区間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 三田井字松 ノ原5111番 1地先から 同郡同町同 大字字島戸 5693番1地 先まで	新	6.8~ 21.2 12.6~ 56.0	1088. 0

#### 宮崎県告示第 435号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年6月2日から平成23年6月16日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年6月2日

路線	道路	各の	路線名	∀	HH	新旧	敷地の	延長
番号	種	類		路線名 区 間	の別	幅 員 (メートル)	(メートル)	
26	県道		宮崎須	東諸県	:郡国	旧	12.7~	118.0
			木線	富町大	字本		17.0	
				庄字太	田原			
				926番	1地	新	15.5∼	118.0

# 宮崎県公報

		先から同郡	25. 4	
		同町同大字		
		字万所 792		
		番1地先ま		
		で		

#### 宮崎県告示第 436号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年6月2日から平成23年6月16日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路の	路線名	区間	新旧	敷地の 幅 員	延長
番号	種 類			の別	(メートル)	(メートル)
142	県道	上椎葉湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字坂本 1620番4地 先から同郡 同村同大字 字長尾谷16 18番35地先 まで	新	5. 9~ 7. 5 6. 6~ 19. 4	69. 8

#### 宮崎県告示第 437号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年6月2日から平成23年6月16日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路の	Ha Wa A		// F2 HB / / - #0
番号	種 類	路線名	区間	供用開始の期日
7	県道	緒方高	西臼杵郡高	平成23年6月2日
		千穂線	千穂町大字	
			三田井字松	
			ノ原5111番	
			1地先から	
			同郡同町同	
			大字字尾久	
			保5521番 1	
			地先まで	

#### 宮崎県告示第 438号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 6 月 2 日から平成23年 6 月16日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路	各の	路線名	区	間	供用開始の期日
番号	種	類			1113	Manage Management
142	県道	<b>当</b>	上椎葉湯前線	葉村 土野 <sup>2</sup> 1620 先か 同村 字長	中郡椎 大字坂本 地同大 る司大名 る司 る る る る る る る る る る る る る る る る る る	平成23年6月2日
				18番3 まで	35地先	

#### 宮崎県告示第 439号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成23年6月2日

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域 の箇所(渓流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
小林市	子振谷川	05 - 363 - 1 - 001	土 石 流
	かわそえあ	05 - 363 - 1 - 002	土 石 流
	払 谷 川	05 - 363 - 1 - 003	土 石 流
	奈佐木 1	05 - 363 - 2 - 011	土 石 流
	奈佐木 4	05 - 363 - 2 - 018	土 石 流
	瀬戸口	I - 1 - 0757	急傾斜地の崩壊
	坂 元 1	I - 1 - 0766	急傾斜地の崩壊
	中ノ原	I - 1 - 0767	急傾斜地の崩壊
	西 町	I - 1 - 0770	急傾斜地の崩壊
	坂 元 2	I - 1 - 0772	急傾斜地の崩壊
	上ノ岡1	I - 1 - 0775	急傾斜地の崩壊
1	1		i I

		宮崎	県が	〉 報
	坂元 - 1	I - 1 - 3290	急傾斜地σ	崩壊
	佃	I - 2 - 0038	急傾斜地の	崩壊
	上ノ岡 2	II - 1 - 0771	急傾斜地の	崩壊
	奈佐木1	II - 1 - 0816	急傾斜地の	崩壊
	奈佐木 2	II - 1 - 0821	急傾斜地の	崩壊
	後川内-1	II - 1 - 5335	急傾斜地の	崩壊
	後川内-2	II - 1 - 5337	急傾斜地の	崩壊
	奈佐木-1	II - 1 - 5654	急傾斜地の	崩壊
	下奈佐木-	II — 1 —5655	急傾斜地の	崩壊
	下奈佐木-	II — 1 —5657	急傾斜地の	崩壊
	奈佐木-3	II - 1 - 5709	急傾斜地の	崩壊
えびの市	昌明寺1	05-209-1-011	土石	流
	高山谷川1	05-209-1-012	土石	流
	高山谷川 4	05-209-1-013	土石	流
	坂 元 1	05-209-1-034	土石	流
	西の原谷川	05-209-1-035	土石	流
	原 田 1	05-209-1-036	土石	流
	昌明寺 3	05 - 209 - 2 - 010	土石	流
	畦倉渓谷川	05 - 209 - 2 - 013	土石	流
	麓 - 3	I - 1 - 3302	急傾斜地の	崩壊
	湯園 - 1	II - 1 - 5408	急傾斜地の	崩壊
	大正水流-	II — 1 —5454	急傾斜地の	崩壊
	大正水流-2	II - 1 -5463	急傾斜地の	崩壊
高原町	上 麓	I - 1 - 0788	急傾斜地の	崩壊
	下馬場	I - 1 - 0789	急傾斜地の	崩壊
		Hamilton   Hamilto	板元 - 1	版元 - 1

上	馬	場	I - 1 - 0796	急傾斜地の崩壊	
春	の	町	I - 1 - 0802	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 440号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成23年6月2日

市町村名	地区名	土砂災害特別 警戒区域の箇所 (渓流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
小林市	子振谷川	05 - 363 - 1 - 001	土 石 流
	かわそえあ	05 - 363 - 1 - 002	土 石 流
	払 谷 川	05 - 363 - 1 - 003	土 石 流
	奈佐木 4	05 - 363 - 2 - 018	土 石 流
	瀬 戸 口	I - 1 - 0757	急傾斜地の崩壊
	坂 元 1	I - 1 - 0766	急傾斜地の崩壊
	中ノ原	I - 1 - 0767	急傾斜地の崩壊
	坂元 - 1	I - 1 - 3290	急傾斜地の崩壊
	佃	I - 2 - 0038	急傾斜地の崩壊
	上ノ岡 2	II - 1 - 0771	急傾斜地の崩壊
	奈佐木 1	II - 1 - 0816	急傾斜地の崩壊
	奈佐木 2	II - 1 - 0821	急傾斜地の崩壊
	後川内-1	II - 1 - 5335	急傾斜地の崩壊
	後川内-2	II - 1 - 5337	急傾斜地の崩壊
	奈佐木-1	II - 1 - 5654	急傾斜地の崩壊
	下奈佐木-	II — 1 — 5655	急傾斜地の崩壊
	下奈佐木-	II - 1 - 5657	急傾斜地の崩壊

# 宮崎県公報

1 19% 20	T 0 /1 2	口(小唯口) 第 229	0 -3
	3		
	奈佐木-3	II - 1 - 5709	急傾斜地の崩壊
えびの市	昌明寺1	05 - 209 - 1 - 011	土 石 流
	高山谷川 4	05 - 209 - 1 - 013	土 石 流
	昌明寺3	05 - 209 - 2 - 010	土 石 流
	麓 - 3	I - 1 - 3302	急傾斜地の崩壊
	湯園 - 1	II - 1 - 5408	急傾斜地の崩壊
	大正水流-	II — 1 —5454	急傾斜地の崩壊
	大正水流-2	II — 1 —5463	急傾斜地の崩壊
高原町	上 麓	I - 1 - 0788	急傾斜地の崩壊
	下馬場	I - 1 - 0789	急傾斜地の崩壊
	上馬場	I - 1 - 0796	急傾斜地の崩壊
	春の町	I - 1 - 0802	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び小林土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

### 公 告

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、大丸土地改良区(小林市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 就任した役員

役	名		氏	名		住所
理	事	渡	辺	定	三	小林市東方3207番地7
理	事	大	迫		弘	小林市東方3242番地 1
理	事	内オ	大場	光	雄	小林市東方3438番地
理	事	廻			茂	小林市東方2868番地 1
理	事	上	野	ア	ッ子	小林市東方2775番地
理	事	谷ノ	水	篤	志	小林市東方1948番地

理	事	古	Ш	ユッ	ゾ子	小林市東方 511番地 2
理	事	鸙	野		勉	小林市東方 686番地 1
理	事	永	峰		安	小林市真方5569番地
理	事	田		勝	義	小林市東方 762番地 1
監	事	内。	/ 倉	利	春	小林市東方2810番地 1
監	事	押	Ш		博	小林市東方3257番地

(任期:平成26年3月31日まで)

2 退任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	内。	/ 倉	利	春	小林市東方2810番地 1
理	事	森	岡	和	憲	小林市真方5382番地 8
理	事	押	Ш		博	小林市東方3257番地
理	事	池	上		恵	小林市東方 123番地
理	事	今	村	年	幸	小林市東方3201番地1
理	事	内	窪	市	次	小林市東方3084番地 4
理	事	池	上	宗	市	小林市東方2001番地16
理	事	下点	) 藤	静	夫	小林市東方 488番地 3
理	事	下	藤	信	義	小林市東方 495番地
理	事	中	窪	巳村	<b></b> 鼓茂	小林市東方 665番地 1
監	事	市	来	照	男	小林市東方 601番地16
監	事	宮	園	雄	<u>-</u>	小林市東方 917番地13

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、北郷町土地改良区 (日南市) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 就任した役員

役名		氏	名		住 所
理事長	徳	尾	尚	男	日南市北郷町郷之原乙3962番地1
副理事長	西	岡	祐	光	日南市北郷町大藤甲2180番地

理	事	Ш	越	文	男	日南市北郷町北河内 469番地 1
理	事	甲	斐	武	治	日南市北郷町郷之原甲3694番地2
理	事	高	橋	紘	久	日南市北郷町北河内 232番地
理	事	外	山	明	仁	日南市北郷町大藤乙 519番地
理	事	金	丸	公	貞	日南市北郷町郷之原乙4841番地1
理	事	井	野	茂	昭	日南市北郷町郷之原乙5021番地1
理	事	松	田	文	雄	日南市北郷町北河内4073番地
理	事	日	高	弘	美	日南市北郷町大藤甲2085番地3
理	事	倉	岡	広	水	日南市北郷町大藤乙1142番地
代表	監事	高	妻	哲	朗	日南市北郷町北河内4243番地
監	事	蓑	毛	稔	治	日南市北郷町大藤乙 110番地 1

(任期:平成27年3月31日まで)

#### 2 退任した役員

役名		氏	名		住 所
理事長	西	岡	祐	光	日南市北郷町大藤甲2180番地
副理事長	徳	尾	尚	男	日南市北郷町郷之原乙3962番地1
理事	黒	木	邦	治	日南市北郷町郷之原乙4875番地
理事	Л	越	文	男	日南市北郷町北河内 469番地 1
理事	寺	坂	孝	明	日南市北郷町北河内4445番地
理事	甲	斐	武	治	日南市北郷町郷之原甲3694番地2
理事	高	橋	紘	久	日南市北郷町北河内 232番地
理事	杉	本		悟	日南市北郷町郷之原乙4940番地
理事	平	太	忠	吉	日南市北郷町大藤甲2211番地
理事	河	野	正	信	日南市北郷町大藤乙 869番地1
理事	外	Щ	明	仁	日南市北郷町大藤乙 519番地
代表監事	久	保	克	行	日南市北郷町郷之原乙4788番地 1
監 事	高	妻	哲	朗	日南市北郷町北河内4243番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により 、三財川筋土地改良区(西都市)の役員の就任及び退任について次 のとおり届出があった。

平成23年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 就任した役員

役名	氏	名	住 所
理事長	後藤	俊 一	西都市大字上三財 521
副理事長	井 上	俊 朗	西都市大字上三財5560
理事	緒方	一利	西都市大字藤田 853
理事	関谷	義 美	西都市大字山田 121
理事	平 野	福男	西都市大字上三財5656
理事	鈴木	宏 一	西都市大字加勢 287
理事	長谷川	利 純	西都市大字荒武4509-イ
理事	田島	敏系	西都市大字上三財 175-2
理事	水間	由彦	西都市大字上三財6806
総括監事	丸山	美木生	西都市大字下三財3323
副 総 括 監 事	松村	実	西都市大字上三財2441-ィ
監 事	太田	寛 文	西都市大字下三財7492

(任期:平成27年3月31日まで)

#### 2 退任した役員

役	名		氏	名		住所
理事	手長	後	藤	俊	_	西都市大字上三財 521
副理	事長	井	上	俊	朗	西都市大字上三財5560
理	事	緒	方	_	利	西都市大字藤田 853
理	事	関	谷	義	美	西都市大字山田 121
理	事	河	野	博	美	西都市大字下三財2632
理	事	小	森	健	_	西都市大字下三財6160-2
理	事	平	野	福	男	西都市大字上三財5656
理	事	松	浦	利	治	西都市大字荒武4515

#### 平成 23 年 6 月 2 日 (木曜日) 第 2290 号

## 宮崎県公報

理	事	日	高	孝	行	西都市大字下三財7488-1
総拮	5監事	丸	山	美フ	<b>大生</b>	西都市大字下三財3323
副監	総 括 事	松	村		実	西都市大字上三財2441-イ
監	事	水	間	武	彦	西都市大字上三財6806

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第30条第 2 項の規定により 、都城市高木原土地改良区(都城市)から平成23年 4 月 1 日付けで 申請のあった定款の変更を認可した。

平成23年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、宮崎市長から楠見地区の換地処分をした旨の届出があった。

平成23年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。 平成23年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地	区	名	市町村名	事 業 名	完了年月日
Щ		王	西都市	ため池等整備事業	平成22年12月24日

測量法(昭和24年法律第 188号)第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成23年6月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
  - 基本測量(基盤地図情報(標高・オルソ)作成)
- 2 作業地域
  - 宮崎市、都城市、西都市、清武町、国富町、綾町、新富町
- 3 作業期間
  - 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

# 県議会告示

宮崎県議会常任委員会委員の定数をここに公表する。

平成23年6月2日

宮崎県議会議長 外 山 三 博

#### 宮崎県議会告示第5号

#### 宮崎県議会常任委員会委員の定数

宮崎県議会委員会条例(昭和31年宮崎県条例第47号)第4条の規定により、宮崎県議会常任委員会委員の定数を次のように定めた。なお、宮崎県議会常任委員会委員の定数(平成20年宮崎県議会告示第4号)は、廃止する。

総務政策常任委員会委員 8人 厚生常任委員会委員 8人 商工建設常任委員会委員 8人 環境農林水産常任委員会委員 8人 文教警察企業常任委員会委員 7人

宮崎県議会議会運営委員会委員の定数をここに公表する。

平成23年6月2日

宮崎県議会議長 外 山 三 博

#### 宮崎県議会告示第6号

#### 宮崎県議会議会運営委員会委員の定数

宮崎県議会委員会条例(昭和31年宮崎県条例第47号)第4条の規定により、宮崎県議会議会運営委員会委員の定数を8人と定めた。なお、宮崎県議会議会運営委員会委員の定数(平成22年宮崎県議会告示第2号)は、廃止する。